

第762回栃木県選挙管理委員会会議録

1 日 時 令和6年8月21日（水） 午後4時02分から午後4時57分まで

2 場 所 県庁本館8階会議室4

3 出席者 委員長 金田 尊 男
委員 青田 賢 之
委員 松永 安優美
委員 杉田 明 子
書記長 佐瀬 学
書記長代理 大根田 守
選挙係長 吉澤 滋
係長 松本 祥太郎
主任 若目田 圭 佑
書記 店網 有 哉

4 付議事件

(1) 議題

議案第1号 栃木県知事選挙の期日等について

議案第2号 栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙の期日等について

議案第3号 栃木県知事選挙及び栃木県議会議員補欠選挙の事務処理要領について

議案第4号 栃木県知事選挙に係る選挙時登録における被登録資格決定基準日について

議案第5号 栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙に係る選挙時登録における被登録資格決定基準日について

議案第6号 栃木県知事選挙におけるポスター掲示場の区画数について

議案第7号 栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙におけるポスター掲示場の区画数について

議案第8号 栃木県知事選挙において候補者が政見放送を行う際に手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者について

(2) 協議事項

ア 栃木県知事選挙及び栃木県議会議員補欠選挙における臨時啓発事業実施計画（案）について

イ 無効投票に係る対応について

(3) 報告事項

ア 市町選挙の結果について

イ その他

5 会議内容

委員長は、開会を宣し、直ちに会議に入る旨述べた。

議題

議案第1号「栃木県知事選挙の期日等について」

議案第2号「栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙の期日等について」

書記長は、議案第1号は知事選挙の日程について選挙が可能な期間における候補日は11月10日、17日、24日及び12月1日であり、中でも宇都宮市長選挙が11月17日に執行されることが決定されている旨述べ、宇都宮市の有権者数は県内の有権者数の4分の1以上を占めていることから、有権者の利便性等も考慮し、知事選挙の期日を11月17日（日）、告示日を10月

31日（木）とすることについて付議する旨述べた。さらに仮に衆議院が解散となり知事選挙の法定期間内に総選挙が行われることとなった場合には、改めて知事選挙の期日の変更の可否等について御審議いただきたい旨述べた。

選挙係長は、議案第2号は県議会議員補欠選挙についてであり、現在欠員が生じている県議会議員鹿沼市選挙区について、知事選挙が行われることに併せて便乗補欠選挙として、選挙の期日を11月17日（日）、告示日を11月8日（金）とすることについて付議する旨述べた。

杉田委員は、衆院選が知事選に近接した場合、知事選の日程を変更することは可能であるのか事務局に問うた。

選挙係長は、実務的に変更できない期間でなければ変更は可能である旨述べた。

青田委員は、具体的にどの範囲で日程の変更が可能なのか事務局に問うた。

選挙係長は、11月8日から12月7日までの範囲で日程を動かすことができる旨述べた。

委員長は、衆院選が11月10日と仮定した場合、知事選も同日にするためには10月24日に告示しなければならないため、10月24日以降に衆院選が11月10日と決まると、知事選を同日に行うことはできない旨述べた。また、一般的には同じ時期に衆院選と知事選がある場合、この2つの選挙は同日に行った方がいいのか事務局に問うた。

選挙係長は、有権者の利便性の観点では同日が良く、選挙の管理執行の観点からは別々に実施した方が良い部分もあるが、有権者を第一に考えると同日が良いと考えられる旨述べた。

委員長は、総論的には管理執行面では同日では難しい部分もあるが、有権者を考えると同日が望ましく、投票率の向上も期待できる旨述べた。

委員長は、本議案について各委員に諮ったところ異議がないので、原案のとおり決定する旨述べた。

議案第3号「栃木県知事選挙及び栃木県議会議員補欠選挙の事務処理要領について」

議案第4号「栃木県知事選挙に係る選挙時登録における被登録資格決定基準日について」

議案第5号「栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙に係る選挙時登録における被登録資格決定基準日について」

議案第6号「栃木県知事選挙におけるポスター掲示場の区画数について」

議案第7号「栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙におけるポスター掲示場の区画数について」

議案第8号「栃木県知事選挙において候補者が政見放送を行う際に手話通訳を付して政見を録画することができる放送事業者について」

書記長は、知事選挙及び県議補欠選挙に係る案件についてお諮りするものであり、詳細については選挙係長から説明する旨述べた。

選挙係長は、資料に基づき詳細に説明した。

杉田委員は、議案第6号について、候補者が少ないことが見込まれる場合は掲示場の区画数を減らすのか事務局に問うた。

選挙係長は、資材調達の都合もあるため候補者が増えることが見込まれる場合以外は、区画数は変更しない旨述べた。

松永委員は、東京都知事選の際に問題となったようなポスターが貼られた場合、どのような対応をできるのか述べた。

委員長は、前回の委員会でも話題となり、どのような対応ができるかは事務局で検討していると思うが、立候補予定者説明会等で何らかの説明が必要であれば対応することになる旨述べた。

委員長は、本議案について各委員に諮ったところ異議がないので、原案のとおり決定する旨述べた。

協議事項

ア「栃木県知事選挙及び栃木県議会議員補欠選挙における臨時啓発事業実施計画（案）について」

書記長は、知事選挙及び県議会議員補欠選挙における臨時啓発事業実施計画について協議するものであり、詳細については選挙係長から説明する旨述べた。

選挙係長は、資料に基づき詳細に説明した。

杉田委員は、プロスポーツ試合会場における啓発について、具体的にはどのように行うのか事務局に問うた。

選挙係長は、会場にある大きなモニターを活用して啓発を行う旨述べた。

委員長は、仮に衆院選、知事選、市長選が同日となった場合、可能な限り一緒に啓発することができる旨述べた。

イ「無効投票に係る対応について」

書記長は、本県において他事記載が争点となる訴訟が提起されたこともあり、他事記載が無効になることを周知する必要があるためその周知方法について協議するものであり、詳細については選挙係長から説明する旨述べた。

選挙係長は、資料に基づき詳細に説明した。

杉田委員は、投票記載台に啓発ポスターを掲示することはできないのか事務局に問うた。

選挙係長は、記載台のスペースが限られているため、記載台には他事記載について注意書きを付した氏名掲示のみで考えている旨述べた。

杉田委員は、ポスターの方が分かりやすいため、ポスターを縮小したものを記載台に貼ることができる旨述べた。

青田委員は、ポスターを記載台に掲示する方が具体的な他事記載の例について周知することができ効果的であると考えられる旨述べた。

松永委員は、記載台の横の仕切りの部分に掲示することも考えられる旨述べた。

委員長は、次回までに検討してほしい旨述べた。

報告事項

ア「市町選挙の結果について」

書記長は、資料に基づき詳細に説明した。

委員長は、矢板市長選では投票率が上がった一方それ以降の選挙は投票率が上がっていない状況であり、何か傾向や市町の分析はあるのか事務局に問うた。

選挙係長は、矢板市長選では特に30代の投票率が上がったが、その他の選挙においてはそのような傾向は見られない旨述べた。

イ「その他」

書記長は、次回委員会の日程について、9月委員会は令和6年9月10日（火）午後2時から、10月委員会は令和6年10月23日（水）午後2時からとしたい旨述べ、了承された。

委員長は、本日の委員会の議事は全て終了したことを述べ、会議の閉会を宣した。